

第25回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和3年4月30日(金) 午後1時30分～午後2時35分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 中村 博之 委員 10番 山口 和子 委員

- ②第2 報告第 54号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 116号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 117号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 118号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 119号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 120号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 報告第 55号 農地等形状変更届出について
 報告第 56号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ(返却)について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書 記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
伏原・下浅浦・中浅浦・下浅浦・大木庭	橋村 広光	

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今から第25回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思いません。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名全員であります。次に議事録署名人の指名をします。9番委員と10番委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地は指定された場所を除いて禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありません。議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございますので、提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受けることがございますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。ご苦勞様でございます。会議に入る前にですが、〇〇委員お見えですが、実は入院されていたそうです。我々知りませんでした。すみませんでした。互助会規定で決まりでございますので、お見舞いをしたいと思います。先程、本人さんにお聞きしても体調は大丈夫とのことでした。(入院は)コロナとは関係ないとのことでした。このようなご時世でございますので、病院に入るのも大変なようです。それでは簡単に挨拶をしてから、進めさせていただきたいと思ひます。2～3日前から雨が欲しかったところに雨が降って、また風も強くなつていまして、早速麦が色づく前に倒れている所もあるようで、取入れの時期は大変だろうなと思ひます。コロナの影響で農産物(の価格)も農協の話も聞いても伸び悩みで、心配しているとのことでした。しっかり生産努力をしないと売れる物も売れないようになっていまして、よろしくお願ひをしたいと思います。お陰様で〇〇地区の放牧事業によります企業進出協定式を5月24日に行う運びとなりました。この式に呼ぶ人をという相談がありまして、皆さん方全員をお願ひしようと思ひましたが、コロナの事情があつて案内文書にも書いてあるのですが、もし市内関係でもコロナが発生したりしたら縮小しながら自重気味で行うとなつていまして、皆さんのご了解を得て、私と副会長と担当された〇〇委員・〇〇委員と最適化推進委員の〇〇さんで陪席・出席をさせていただきたいと思ひますので、ご了解をお願ひいたします。(この件に関しては)〇〇地区の役員さんが先日揃つて市役所にお見えになつて、協定書の内容まで了解するとの返答をいただきました。あとは以前の〇〇団地のこともあつて、〇〇区との覚書をお願ひしたいということでした。まだ用地の手続きにつきましては事情があつて全て所有権が移るところまでは行つていまして、1次・2次・3次工事として約20町歩で始めますが、今年度は10町歩程度からのスタートになりそうです。最終的な計画とかを皆さん方にも繋ぎながらやっていきたいと思ひますので、こちらについてもご了解をいただきたいと思います。それから今月「のうちかしま」を出しています。表紙は我々が農地を世話しました新規就農者の〇〇君になっています。当初ここでレンコンを作ると言つていましたが、野菜を5反程されています。順調に行つているとのことでした。子宝にも恵まれて、こちらの生産も好調のようです。「のうちかしま」には昨年の農地の賃料を載せています。5月の各地区で開催されます生産組合長会議に農業委員さん出向いていただいて、農地の賃料の目安をまた改めて協議していただきたいと思います。また、(農地の)貸し借りが多くなつていまして、集団転作のこともありますので、生産組合長さんとの連絡網を作つていただきたいと思います。日程も決まつているようですので、調整してご出席をお願ひしたいと思います。それ</p>

	<p>からもう一つ。第一種農地の転用が結構出て来ています。お手許には表紙に農地法と書かれた資料をお配りしています。基本的に圃場整備がされた農地は転用ができないということが土地改良区からも出ておりましたので、このことについて改めて肝心のところだけを会議の終了後に勉強会をさせてもらいたと思います。では早速ですが(会議を)進めさせていただきますので、最後までご協力いただきますように、お願いして挨拶にしたいと思います。</p> <p>それではお手許の総会議案に沿って進めていきます。本日の議題は議案5件と報告3件であります。報告第54号「農地法第18条第6項の規定による解約報告」をまずいたしたいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第54号について説明いたします。記載のとおり今月は4件となっています。合計6筆で面積が10,947平米となっています。内訳は田のみ6筆となっています。畑はありません。解約事由は双方合意による借人変更のためが2件。あっせん申請のためが1件。中間管理で再設定のためが1件となっております。なお、借人変更となっている2件は新しい借人の方が決まっております。第120号議案に上がっています。また、中間管理で再設定となっている1件は借人そのまま中間管理に移行するとして議案が作成されています。あっせん申請のためとなっている3番は本日あっせん委員の選任を行います。以上で報告54号の説明を終わります。</p>
議長	<p>報告54号について説明をいたしました。皆さん方から何かございませんでしょうか。新たに方向制が変わったという案件になっています。ございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり。)</p> <p>これで報告第54号を終わります。続けて議案に入ります。議案第116号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。本申請に当たり分筆された地番となっています。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は19平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん43歳、建設業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん95歳、無職の方です。転用の目的は進入路となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東と南は畑、西は宅地、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。今回の譲受人の〇〇さんは中古物件で住宅を購入されていますが、この進入路については前の住民の方が家を建てられるときからの条件だったようです。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>この件の譲受人は以前にもこの隣接地で5条申請をされています。その申請は住宅の建て替えでした。建て替えの融資を受けるためには進入路が狭く、それを広げる必要があるため、今回の5条申請となっています。また、次の議案5条転用許可後の事業計画変更にも関係しています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>そうですね。次の議案第117号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」はこの案件に関連していますので、併せて審議致します。この件について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第117号について説明します。総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。位置図は1頁も併せてご覧ください。この案件は昨年12月の総会に転用許可後の事業計画を申請されていまして、今回が2度目の事業計画変更の申請です。当初の5条申請は昨年7月でした。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番〇です。地目は畑で、地積は255平米です。農地区分は3種農地です。申請人は先程の第116号議案の〇〇〇〇さんで、今回面積19平米を加え、計画の変更となっています。説明は以上です。</p>

議 長	議案第116号と議案第117号に対する質問・意見はございませんか。
10番委員	なぜ19平米を進入路として加えなければいけないのかを教えてください。
事務局	申請人の方の住居への進入路は幅員が1.8～2.3メートルの里道です。融資の審査の段階で幅員が4メートル以上の道路に隣接していないといけなことから、畑19平米を取得されて進入路を確保するという事です。
10番委員	当初、この家を建てられた方との約束事が守られていなかったということですね。
事務局	そのようです。〇〇さんは中古物件を購入されているのですが、この件に関しての経緯は分かりません。今回進入路を確保しないと融資も通らないし、家も建たないとお伺いしています。(宅地と道路の接点についてホワイトボードに描いて説明)
議 長	他に質問・意見はございませんか。転用してどのように使うかでなく、融資のための転用ということです。よろしいでしょうか。
4番委員	宅地との接点だけで幅員確保なら、こんなに細長く買わなくてもいいのではないですか。
事務局	畑の残地の形が悪くなるので、このように細長くなっています。
議 長	よろしいでしょうか。それでは採決します。議案第116号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員によりまして許可相当として処理いたします。続いて議案第117号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成全員により処理させていただきます。次に移っています。議案第118号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料は4頁をご覧ください。位置図は2頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は673平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、海苔養殖業の漁業の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は作業場及び資材置場となっています。その概要ですが、倉庫2棟33.12平米、2台分の網重ね台68平米、2台分の駐車場19.39平米、作業場81平米、通路その他が471.49平米となっています。周囲の状況ですが、東は道路と河川、西は道路、南は宅地、北は田となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。西側市道の法面にコンクリートを打設する24条工事施工承認申請がされています。説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
3番委員	現地は〇〇区になりまして、バイパスから山手に入って行った所です。〇〇橋という市道橋の横になりますが、最近まで橋の拡幅工事があっていました。それに伴ってこの農地の表土が剥ぎ取られていました。以前はアスパラを作っておられました。今はハウスも撤去されています。申請人の方は海苔養殖をされていて、冷凍網の干場にしたいという申請です。以上です。
議 長	説明が終わりました。皆さん方からの質問・意見をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。
6番委員	申請人の方は結構大きな倉庫をお持ちですが、また建てられるのですね。
議 長	今回は海苔網の干場が主になっています。また、現地は周りを(家屋等で)囲まれています。利用するのも難しくなっていると思いました。質問は無いでしょうか。
10番委員	申請人の方の住まいは何処ですか。
担当委員	位置図の申請地の北側の家になります。
議 長	他に質問等はございませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議 長	賛成人により許可相当として県へ送るよういたします。 続いて議案第119号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては3頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は458平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん88歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と縮小となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。説明は以上です。
議 長	譲受人の方は隣接して農地を持っておられますか。
事務局	申請地の南側に隣接して2反5畝程田んぼを持っておられます。
議 長	いくらで購入されていますか。
事務局	反当〇〇万円です。面積を掛けると〇〇万円位になります。
議 長	他には質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。 次に移っていきます。議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第120号について説明いたします。総会議案・説明資料は6頁から13頁までとなります。この案件につきましては1議案で57件でありまして、12頁と13頁に記載されている49番から57番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から47番までの47件です。このうち、6頁の1番は期間借地となっていて、玉ネギの作付けがされます。利用権設定47件のうち、新規が13件。再設定(更新)が34件となっています。そのうち使用貸借権の設定は18番、19番、27番の3件で、賃貸借権の設定は44件です。賃貸借権44件のうち、現金扱いが14件で、物納扱いが30件です。契約期間については、10年が17件、5年が22件、3年が5件、1年が3件となっています。使用貸借権が3件設定されていますが、3件共に更新です。 48番はあっせんでこの総会後に所有権が売り手から農業公社に移ります。 農地中間管理機構との貸借は9件です。契約期間は10年が3件、9年7カ月が3件、3年11カ月が1件、3年が2件となっています。設定する利用権は9件全部に賃貸借件の設定が金銭で設定されています。議案第120号の説明は以上です。
議 長	皆さん方から何か質問・意見はございませんか。
10番委員	57番ですが、利用権を設定する者の名前が亡くなった方となっていますが。
事務局	相続人代表で奥さんが申出人になっておられますので、そのように記載すべきでした。
10番委員	1番は期間借地となっていますが、玉ネギだけを作られるということで理解してよろしいでしょうか。
事務局	はい。11月から5月まで玉ネギを作られまして、表作は他の方が耕作されます。
	(10番委員退出)
議 長	他に質問も無いようですので、採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議 長	賛成全委員により、議案第120号は決定することに致します。
	(10番委員入室)
議 長	それでは報告第55号「農地等形状変更届出について」を議題とします。1番の説明を求めます。
事務局	報告第55号について説明いたします。総会議案資料の14頁をご覧ください。位置図は4頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番でございます。地目は田で、面積は183平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん64歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、これまでは苗床として利用してきていたが、農業を止めることとなり、畑に転換して家庭菜園として活用したいとのことでした。周囲の状況ですが、東は道路を挟んで田、西と南は水路、北は自身の宅地となっています。申請地は農振農用地となっており、地元協議はしてあって、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	私の担当地区ですので、報告します。位置図に申請地と書いてある下に自宅があり、自宅と水路の間が田んぼです。ここをこれまでは苗床として利用されてきました。田んぼは今日の議題にもありましたが、人に預けられます。息子さんも後は継がないということで農業を止められます。そのようなことで苗床も要らないので畑にしたいということです。報告は以上です。 皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。 2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明します。位置図は5頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。地目は畑で、面積は46平米です。届出人は所有者の〇〇〇〇さん59歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、現地は周囲よりも低くなっているため、既に嵩上げして農機具を入れ易いようにしたいとのことでした。周囲の状況ですが、東と西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここの周囲は宅地です。周囲よりも70センチメートル程低くなっています。耕作するのに不便ですので、高めたいということです。よろしくをお願いします。
議 長	先日、現地確認のときにも高められるのは仕方がないと皆さんの意見もそうでした。ただ、山手から雨水が入って来たときに、逃げ先があるのかということが心配でした。担当の最適化推進委員さんがお見えですので、お尋ねしますが、そこは大丈夫でしょうか。
担当委員	事務局からもその点についての連絡が入りましたので、確認してきました。畑の隅に川へ水を吐くための塩ビ管が設けられていました。所有者に確認しましたが、今回畑を嵩上げされますが、管の入り口を上げるようにすると説明を受けました。
議 長	他に何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可することに致します。 続きまして報告第56号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ(返却)願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の15頁をご覧ください。報告第56号について説明いたします。この案件は昨年12月の総会で審議していただきました。土地の所在は大字〇〇

	<p>字〇〇〇〇番〇です。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっていて、地積は1,103 平米です。転用の目的は太陽光発電団地地用作業用道路と法面他となっていました。譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さんです。取下げ理由は事業計画を変更し、改めて5条申請を行うとのことでした。報告第56号の説明は以上です。</p>
議 長	<p>太陽光発電の関係で計画を進められていましたが、計画の変更をされるようです。よろしいでしょうか。</p>
担当委員	<p>事前に相談も無かったので、議案書を見るまでは知りませんでした。現地は作業用道路に近い形になっていると思いますが、どのように計画を変更されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ここは分筆された土地でした。元々は1筆の大きな土地で、太陽光発電装置で転用された土地の残地です。そこに作業用道路を計画されたのですが、作業用道路だけでは土地の利用が十分でなく、残りの部分を他の何かに活用できないかを検討しているとのことでした。</p>
議 長	<p>事前の着工がないようにと申請者には伝えておいてください。 他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それではこれで報告第56号を終わります。 以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。</p>
	(午後2時35分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p>
	<p>令和3年 4月30日 鹿島市農業委員会</p>
	<p>会 長 ⑩</p>
	<p>9番委員 ⑩</p>
	<p>10番委員 ⑩</p>
	<p>事務局長 ⑩</p>